

京都市立中学校条例の一部を改正する条例(平成17年10月21日京都市条例第36号)(教育委員会事務局総務部京都御池中学校・複合施設建設室)

中学校教育の充実及び向上を図るため、京都市立京都御池中学校の位置を次のとおり変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
京都市中京区油小路通押小路下る押油小路町238番地の1	京都市中京区柳馬場通御池上る虎石町45番地の3

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第36号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市中京区油小路通押小路下る押油小路町238番地の1」を「京都市中京区柳馬場通御池上る虎石町45番地の3」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部京都御池中学校・複合施設建設室)